

看護小規模多機能型居宅介護 料金表						令和6年4月1日以降版
1 介護報酬に係る費用		4級地	10.66	円		
※本事業所は、算定項目に☑のある項目について該当した場合に料金が発生します。						
算定項目	複合型サービス費（1月につき）	単位数	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）	
	イ 看護小規模多機能型居宅介護費					
	（1）同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合					
	（一）要介護1	12,447	13,269	26,537	39,806	
	（二）要介護2	17,415	18,565	37,129	55,693	
	（三）要介護3	24,481	26,097	52,194	78,291	
	（四）要介護4	27,766	29,599	59,197	88,796	
	（五）要介護5	31,408	33,481	66,962	100,443	
	（2）同一建物に居住する者に対して行う場合					
	（一）要介護1	11,214	11,955	23,909	35,863	
	（二）要介護2	15,691	16,727	33,454	50,180	
	（三）要介護3	22,057	23,513	47,026	70,539	
	（四）要介護4	25,017	26,669	53,337	80,005	
	（五）要介護5	28,298	30,166	60,332	90,497	
	ロ 短期利用居宅介護費					1日につき
	（一）要介護1	571	609	1,218	1,826	
	（二）要介護2	638	681	1,361	2,041	
	（三）要介護3	706	735	1,505	2,258	
	（四）要介護4	773	824	1,648	2,472	
	（五）要介護5	839	895	1,789	2,683	
	加算項目					
	ハ 初期加算	30	32	64	96	1日につき(イを算定する場合のみ)
	ニ 認知症加算					1月につき(イを算定する場合のみ)
	（1）認知症加算（I）	920	981	1,962	2,943	1月につき(イを算定する場合のみ)
	（2）認知症加算（II）	890	952	1,898	2,847	1月につき(イを算定する場合のみ)
	（3）認知症加算（III）	760	811	1,621	2,431	1月につき(イを算定する場合のみ)
	（4）認知症加算（IV）	460	491	981	1,471	1月につき(イを算定する場合のみ)
	ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	214	427	640	1日につき(ロを算定する場合のみ)
	ヘ 若年性認知症利用者受入加算	800	853	1,706	2,559	1月につき(イを算定する場合のみ)
	ト 栄養アセスメント加算	50	54	133	160	1月につき(イを算定する場合のみ)
	チ 栄養改善加算	200	214	427	640	1月に2回を限度として1回につき(イを算定する場合のみ)
	リ 口腔・栄養スクリーニング加算					1回につき(イを算定する場合のみ)
	（1）口腔・栄養スクリーニング加算（I）	20	22	43	64	
	（2）口腔・栄養スクリーニング加算（II）	5	6	11	16	
	ヌ 口腔機能向上加算					1月につきに2回を限度として1回につき(イを算定する場合のみ)

	(1) 口腔機能向上加算 (I)	150	160	320	480	
	(2) 口腔機能向上加算 (II)	160	171	341	512	
	ル 退院時共同指導加算	600	640	1,280	1,919	1回につき(イを算定する場合のみ)
	ヲ 緊急時対応加算	774	825	1,650	2,475	1月につき(イを算定する場合のみ)
	ワ 特別管理加算					1月につき(イを算定する場合のみ)
	(1) 特別管理加算 (I)	500	533	1,066	1,599	
	(2) 特別管理加算 (II)	250	267	533	800	
	カ 専門管理加算					1月につき(イを算定する場合のみ 1月に1回に限る)
	専門管理加算 イ	250	267	533	800	
	専門管理加算 ロ	250	267	533	800	
	ヨ ターミナルケア加算	2,500	2,665	5,330	7,995	死亡月につき(イを算定する場合のみ)
	タ 遠隔死亡診断補助加算	150	160	320	480	死亡月につき(イを算定する場合のみ)
	レ 看護体制強化加算					1月につき(イを算定する場合のみ)
	(1) 看護体制強化加算 (I)	3,000	3,198	6,396	9,594	
	(2) 看護体制強化加算 (II)	2,500	2,665	5,330	7,995	
	ソ 訪問体制強化加算	1,000	1,066	2,132	3,198	1月につき(イを算定する場合のみ)
	ツ 総合マネジメント体制強化加算					1月につき(イを算定する場合のみ)
	(1) 総合マネジメント体制強化加算 (I)	1,200	1,280	2,559	3,838	
	(2) 総合マネジメント体制強化加算 (II)	800	853	1,706	2,559	
	ネ 褥瘡マネジメント加算					1月につき(イを算定する場合のみ)
	(1) 褥瘡マネジメント加算 (I)	3	4	7	10	
	(2) 褥瘡マネジメント加算 (II)	13	14	28	42	
	ナ 排せつ支援加算					1月につき(イを算定する場合のみ)
	(1) 排せつ支援加算 (I)	10	11	22	32	
	(2) 排せつ支援加算 (II)	15	16	32	48	
	(3) 排せつ支援加算 (III)	20	22	43	64	
	ラ 科学的介護推進体制加算	40	43	86	128	1月につき(イを算定する場合のみ)
	ム 生産性向上推進体制加算					1月につき
	(1) 生産性向上推進体制加算 (I)	100	107	214	328	
	(2) 生産性向上推進体制加算 (II)	10	11	22	32	
	ウ サービス提供体制強化加算					
	(1) イを算定している場合					1月につき
	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	750	800	1,599	2,399	
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	640	683	1,365	2,047	
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	350	374	747	1,120	
	(2) ロを算定している場合					1日につき
	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	25	27	54	80	
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	21	23	37	67	
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	12	13	26	39	
	介護職員処遇改善加算(1月につき)					
	介護職員処遇改善加算 (I)	(介護報酬総単位数 ^{*1} × 10.2%) ^{*2} × 10.88				

	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×7.4%) ^{※2} ×10.88			
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×4.1%) ^{※2} ×10.88			
	介護職員等特定処遇改善加算（1月につき）				
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	(介護報酬総単位数×1（介護職員処遇改善加算を除く）×1.5%) ^{※2} ×10.88			
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	(介護報酬総単位数×1（介護職員処遇改善加算を除く）×1.2%) ^{※2} ×10.88			
	介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき)				
	介護職員等ベースアップ等支援加算	(介護報酬総単位数 ^{※1} （介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を除く）×1.7%) ^{※2} ×10.88			

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

※4 負担割合は1割負担の場合：0.9、2割負担の場合：0.8、3割負担の場合：0.7

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×負担割合※4（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。